

岩手県監査委員告示第15号

監査結果の公表（平成26年岩手県監査委員告示第47号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県医療局長から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年3月6日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見
 岩手県監査委員 高 橋 昌 造
 岩手県監査委員 吉 田 政 司
 岩手県監査委員 工 藤 洋 子

1(1) 監査対象機関名 岩手県立中央病院

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成26年5月29日及び30日

イ 本監査実施日 平成26年7月9日

(3) 監査結果の公表の日 平成26年9月2日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
分娩手当の支給に当たり、支給していないものが4件、680,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	分娩手当の追給については、平成26年6月30日に追給処理を行った。実績給の支給においては、実績簿等との照合を複数人で確実にを行い、再発防止に努めることとした。
委託契約の締結に当たり、業務完了後相当期間経過してから契約を締結していたものが1件、204,750円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	委託契約の締結については、契約、実施及び支払の一連の流れを改めて確認し、スケジュール管理及び事務作業を係内で共有し、チェック体制の強化を行い、適正な事務の執行に努めることとした。

2(1) 監査対象機関名 岩手県立磐井病院

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成26年5月29日及び30日

イ 本監査実施日 平成26年7月8日

(3) 監査結果の公表の日 平成26年9月2日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
物品購入の単価契約に当たり、落札者の決定に適正を欠くものがあったので、適切な事務の執行に努められたい。	物品購入の単価契約については、入札時におけるチェック体制が不十分であったことから、立会者等による確認を確実にを行うこととした。

3(1) 監査対象機関名 岩手県立久慈病院

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成26年6月4日及び5日

イ 本監査実施日 平成26年7月9日

(3) 監査結果の公表の日 平成26年9月2日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
その他医業外収益の調定に当たり、著しく遅れて調定し	その他医業外収益の調定については、契約及び管理を行

ているものが1件、336,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	う薬剤部門と経理事務を行う事務部門との連携を強化し、定期的に実施経過の確認を行い、再発防止に努めることとした。
---	---

4(1) 監査対象機関名 岩手県立千厩病院

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成26年5月28日

イ 本監査実施日 平成26年7月8日

(3) 監査結果の公表の日 平成26年9月2日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
財産の管理に当たり、財産管理簿の整理がなされていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	財産の管理については、返却した借受資産を固定資産台帳から削除登録した。借受資産に係る固定資産台帳の整理については、管理システムの理解を深めるとともに適正に登録作業を実施することとして所属内で確認した。

5(1) 監査対象機関名 岩手県立二戸病院

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成26年6月4日及び5日

イ 本監査実施日 平成26年7月9日

(3) 監査結果の公表の日 平成26年9月2日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託業務の執行に当たり、予定価格の積算が不適当なものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	委託業務の執行については、予定価格の積算書を複数人で確認検討し、適正な予定価格を積算することとした。